

(案)

委託契約書

徳島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（定義）

第1条 本契約において使用する次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本件業務」とは、本契約に基づく住民基本台帳ネットワークシステム運用管理に関する業務をいう。
- (2) 「契約目的物」とは、乙が本契約に基づき甲に納入しなければならない物件をいう。
- (3) 「成果物等」とは、履行の過程で生じる発生品（出力帳票（磁気テープ及びフロッピーディスク等の記録媒体を含む。））をいう。
- (4) 「原始資料」とは、本件業務のため甲が乙に提供する資料をいう。

（目的）

第2条 甲は、本件業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 乙は、本件業務を「住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に従って実施しなければならない。

（契約の期間）

第3条 乙は、令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間に本件業務を行うものとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（乙の責任）

第6条 乙は、次の責任を有する。

- (1) 本件業務に関する連絡及び確認を行うための主任担当者を指名し、あらかじめ甲に書面で報告すること。
- (2) 本件業務に従事する者の所属及び氏名を記載した名簿を作成し、常備するとともに、書面で甲に提示すること。記載内容に変更が生じた場合は、その都度、名簿を修正し、書面で甲に提示すること。
- (3) 全ての成果物等が第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害していないことを保証すること。ただし甲の責めに帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合を除く。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、本契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請け若しくは委任し、又は担保の用に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、本件業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て本件業務の一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

2 乙は、第1項ただし書の規定により、第三者に委託し、又は請け負わせるときは、当該第三者に本契約を履行するために必要な事項を守らせる責任を負うものとする。

（業務計画書の提出）

第9条 乙は、契約締結後、速やかに業務計画書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（業務計画の変更）

第10条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に業務変更計画書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(検査及び監督権)

第 11 条 甲は、必要あると認める場合には、乙の作業に対して検査及び監督権を行使し、又は第 6 条第 1 号に定める主任担当者に対して作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 乙は、前項の検査及び監督権の行使又は指示があった場合は、これに従わなければならない。

(報告義務)

第 12 条 乙は、甲から作業の進捗状況及び実績時間等について、報告を求められた場合には、甲が指示する方法、時期及び内容等により、これを報告しなければならない。

(原始資料等の提供)

第 13 条 乙は、甲に対し本件業務に必要な原始資料等の提供を要求できる。

2 甲は、乙から本件業務遂行に必要な原始資料等の提供の要求があった場合は、速やかにその是非を検討し、その結果を乙に通知する。

3 提供方法は、甲と乙とが協議し決定する。

(資料の管理)

第 14 条 乙は、原始資料及び甲から提供された本件業務に係るその他の資料（入出力帳票、ドキュメント及び記録媒体を含む。以下「提供資料」という。）について、次項から第 7 項までに定めるところにより適正に管理しなければならない。

2 提供資料は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。

3 提供資料は、本件業務以外の用途に使用してはならない。

4 提供資料は、甲の事前の承諾なくして、複製若しくは複写をし、又は第三者に提供してはならない。

5 提供資料は、本件業務の作業場所以外に持ち出してはならない。

6 提供資料が本件業務遂行上不要となった場合は、遅滞なく甲に返還し、又は事前に甲の承諾を得て廃棄しなければならない。提供資料を廃棄する場合は、記録されている情報が判読できないよう、必要な措置を講じなければならない。

7 提供資料に個人情報が含まれている場合は、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け個人情報の管理状況を記録しなければならない。この場合において、甲から要求があった場合には、この台帳を甲に提出しなければならない。

(作業場所等の制限)

第 15 条 乙は、機密保持及び業務遂行上の必要性から甲の事務所内で作業を行う必要がある場合には、甲にその所有する作業場所及び機器等の使用を要請することができる。

2 甲は、乙から前項の要請がありその必要性を認める場合には、使用上の条件を明示し、有償又は無償により提供するものとする。

3 乙は、前項により事務室等を使用する場合には、明示された条件のほか、次に定める事項を乙の従事者に遵守させなければならない。

(1) 乙の従事者は、乙の定める就業規則に従って作業に従事すること。

(2) 乙の従事者は、乙が発行する身分証明書を常時携帯し、甲の係員から情報保護又は防犯上の必要性に基づく要請があったときには、これを提示すること。

(3) 乙の従事者は、法人名入りネームプレートを着用すること。

(教育及び啓発)

第 16 条 乙は、乙の従事者に対して本契約の履行に必要な教育及び啓発を行わなければならない。

(完了報告及び完了検査)

第 17 条 乙は、本件業務を完了したときは、契約目的物を納入するとともに、遅滞なく甲に対して委託業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の委託業務完了報告書の提出を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に、委託業務の完了に

ついて検査を行うものとする。甲は、必要があると認めるときは、第三者に委託して検査を行うことができる。

3 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会うものとする。

4 乙は、第2項の検査に立ち会わなかった場合は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

5 第2項の検査に必要な経費は、甲と乙が協議して決定する。

6 甲は、必要があると認めるときは、本件業務の完了前に検査を行うことができる。第2項後段及び前3項の規定は、この場合について準用する。

7 乙は、第2項の検査の結果、不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を申し出て、再検査を受けなければならない。第2項の規定は、再検査の期日について準用する。

(委託料の支払)

第18条 乙は、前条第2項又は第7項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、これを受理した日から起算して30日以内に第4条の委託料を乙に支払うものとする。

(契約不適合責任及び期間)

第19条 乙が作成した成果物等又は乙の作業に関して契約内容に適合しない状態がある（以下「契約不適合」という。）ときは、甲は、乙に対して相当の期限を定めて、その契約不適合の修補を請求し、又は損害発生の直接の原因となった本件業務に対する支払済代金相当額を限度として損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による契約不適合の修補及び損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から1年以内にこれを行う。

(損害賠償)

第20条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により被った損害（修補しないことによる損害を含む。）について、乙に損害賠償を請求することができる。

2 損害賠償額は、甲が実際に被った損害額を基に決定する。

3 甲は、天災その他不可抗力によって生じた損害については、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかったと認める場合は、これを請求しない。

4 本契約の履行に関し第三者の損害が生じたときは、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙は、その損害賠償の責めを負う。

(関係書類の整備及び保管)

第21条 乙は、委託業務に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、委託業務の関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(秘密保持義務)

第22条 乙は、本契約の履行に関し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も、同様とする。

2 乙は、乙の従事者に対して前項の義務を遵守させるための必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の保護)

第23条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ要件)

第24条 乙は、この契約による事務を処理するための情報セキュリティ対策については、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(法令の遵守)

第25条 乙は、法令及び甲が提示する規程等を遵守しなければならない。

(従事者の労務管理)

第26条 本件業務の遂行に係る乙の従事者に対する指示、労務管理及び安全衛生等に関する一切の指揮命令は、乙

が行うものとする。

- 2 作業場所が甲の事務所内になる場合の乙の従事者に係る服務規律及び勤務規則等については、甲と乙とが協議の上決定する。ただし、この場合にあっても、本件業務の遂行に係る乙の従事者に対する指揮命令は、乙が行う。

(事故等の報告)

第 27 条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責のいかんを問わず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく事故の内容及び数量並びに事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を甲に提出し、その指示に従わなければならない。

- 2 前項の事故が個人情報の漏えい、滅失又は毀損に係るものである場合は、前項の報告書に、漏えいし、滅失し、又は毀損した個人情報の項目、内容及び数量を記載しなければならない。

(危険負担)

第 28 条 契約目的物の引渡し前に契約目的物に滅失又は毀損が生じた場合は、甲の責めに帰すべき場合を除き、その滅失又は毀損に係る損害については、乙の負担とし、甲はこの契約を解除することができる。

- 2 契約目的物の引渡し後に契約目的物に滅失又は毀損が生じた場合は、乙の責めに帰すべき場合を除き、その滅失又は毀損に係る損害については、甲の負担とする。

(成果物等の帰属)

第 29 条 成果物等は、甲の所有とし、乙が複写、複製、抜粋その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(契約内容の変更等)

第 30 条 甲は、本契約の内容を変更する必要がある場合は、乙に遅滞なく連絡し、甲乙協議の上、本契約を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(甲の解除権)

第 31 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときには、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき。
- (2) 支払の停止があったとき又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続の開始、会社更正手続の開始、会社整理の開始若しくは特別清算開始の申立てを受けたとき。
- (3) 銀行取引を停止されたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

- 2 甲又は乙は、相手方の債務不履行が催告後 1 か月を過ぎても是正されないときは、本契約を解除することができる。

- 3 甲は、契約期間中いつでも契約を解除することができる。ただし、この場合においては、乙は、甲に対し、それによって被る損害について、本契約金額を限度とし損害賠償を請求することができる。

(合意管轄)

第 32 条 本契約に関し訴訟が生じた場合には、徳島地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

(協議)

第 33 条 この契約に定めのない事項又は契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 委託者 徳島県
徳島県知事

後 藤 田 正 純

乙 受託者

住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務仕様書

1 業務の目的

この業務は、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の円滑かつ効率的な運用を図るため、県庁舎に設置された住基ネットの代表端末や業務端末等（以下「代表端末等」という。）に関し必要な措置を講じることが目的とする。

2 実施方法

受託者は、委託者である本県の指導の下に業務を実施し、本県は、業務実施に必要な協力を行うものとする。

3 実施期間及び場所

(1) 実施期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(2) 実施場所

徳島県庁舎内市町村課、市町村課分室及び情報政策課行政 DX 推進室サーバー室（徳島市万代町1丁目）とする。

ただし、必要に応じ、徳島クレメントプラザ601パスポートセンター内（徳島市寺島本町西1丁目61）、徳島県南部総合県民局阿南庁舎内県民センター（阿南市富岡町あ王谷46）及び徳島県西部総合県民局美馬庁舎内県民センター（美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73）も含むものとする。

4 業務対象

別紙 1 サーバ等機器明細、別紙 2 システム構成図のとおり。

5 業務内容(1) 運用作業

ア 障害対応

地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）と連携し下記項目の対応を行う。

- (ア) 異常事象の検出と対応支援
- (イ) 異常時における運用支援
- (ウ) 復旧支援

イ 相談対応

サーバ等稼働中は随時連絡がとれる体制を整備し、本県からの質問に対する対応を行う。

ウ その他システム運用等

機構と連携し下記項目の対応を行う。

- (ア) 運転管理支援
- (イ) データバックアップ（原則として月 1 回程度）及びリカバリ支援
- (ウ) システム構成管理支援
- (エ) 業務運用支援
- (オ) ソフトウェア保守支援
- (カ) システム設定の変更
- (キ) マニュアル管理
- (ク) 指定情報処理機関指示のパッチ適用作業
- (ケ) 計画停電時の対処
- (コ) ファイアーウォールのログ解析

5 成果品

保守作業完了後、作業実績報告書を提出するものとする。

6 その他

委託契約書及び本仕様書に示されていない事項であっても、委託業務を処理する上で当然処理が必要と認められる事項については、委託業務に含まれるものとする。

また、本業務は直接本人確認情報に関わらない業務を対象としているため、特定個人情報を取り扱わない。

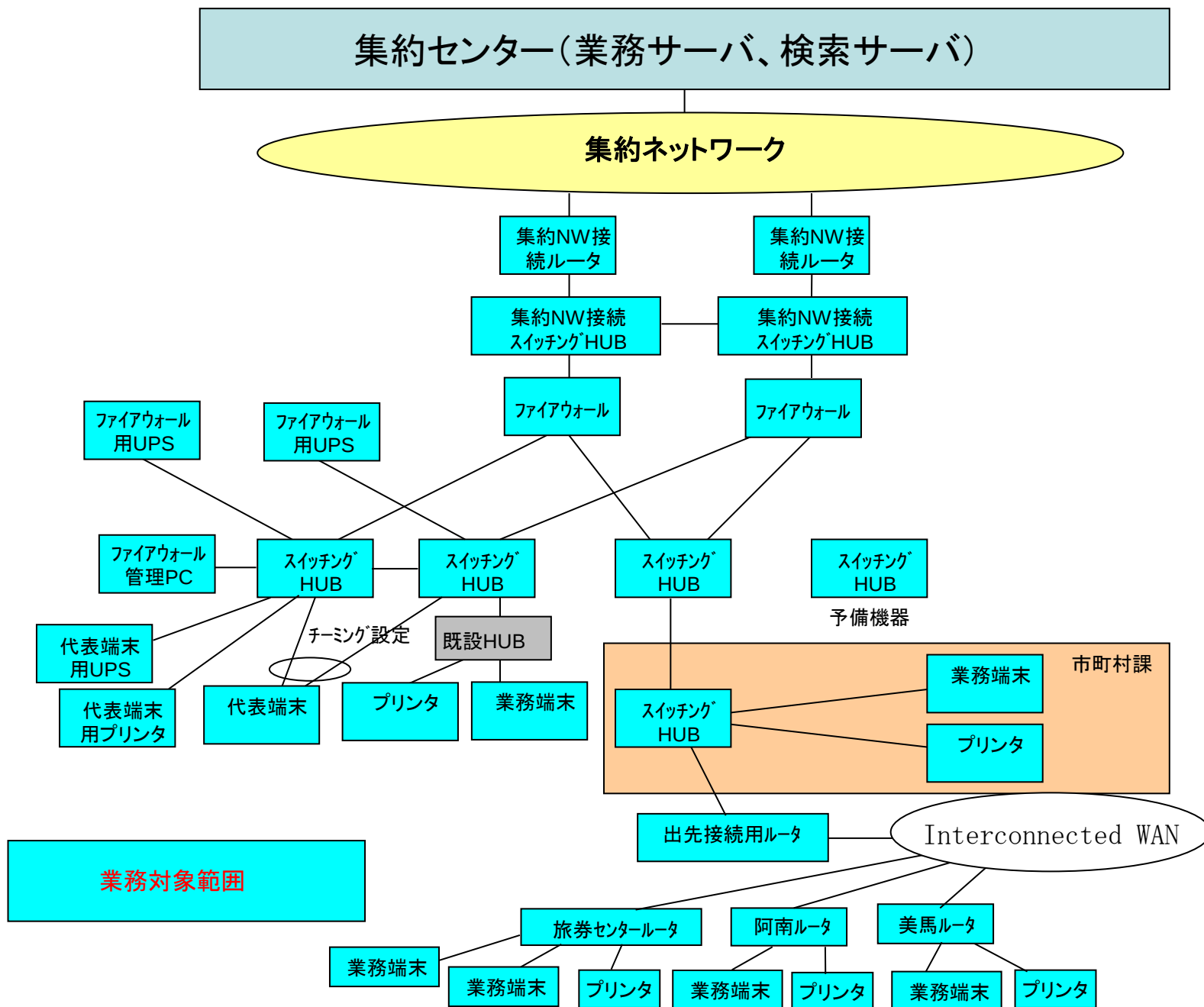
別紙1 サーバ等機器明細

■代表端末

項	品名	型番	数量
代表端末 1台			
1	Express5800/R110m-1 4x2.5型ドライブモデル	N8100-3004Y	1
2	内蔵SAS/SATAケーブル	K410-538(00)	1
3	AC電源ケーブル(3m)	K410-E246(03)	1
4	CPUボード(4C/2.60GHz/E-2414)	N8101-1874	1
5	16GB増設メモリボード(1x16GB/U)	N8102-764	2
6	フラッシュバックアップユニット	N8103-218	1
7	RAIDコントローラ(SR, 2GB, RAID 0/1/5/6, OCP)	N8103-243	1
8	2ndライザカード(1xPCI, フルハイト)	N8116-116	1
9	増設用2.5型960GB SATA RI SSD	N8150-1827	2
10	内蔵DVD-SuperMULTIドライブ	N8151-138	1
11	内蔵DVDドライブ増設キット	N8154-187	1
12	電源ユニット(500W)	N8181-159	1
13	Windows Server 2025 Standard (16 Core)(Windows Server 2022 Standard ダウングレードサービス付き)	UL1908-00D1	1
14	Windows Server 2025 CAL (10 Device)	UL1909-002	1
15	18.5型LCDコンソールユニット(1Server)	N8143-142	1
16	マウス	N8170-22	1
17	USB3.2(Gen1) ポータブルSSD Type-A&C 1.0TB	SSD-PGC1.0U3-BC	3
18	バックアップソフトAcronis CyberProtection Standard Server Subscription Li	SSSAEKLOS91	1
集約ネットワーク接続用ルータ 2台			
1	Catalyst C8200L-1N-4T AC基本部+100V電源ケーブル	B07002-06002	2
2	オンプレミス ティア0 25M(合計50M) DNA Essentialsライセンス 3年版	B07016-01183	2
3	シリアルコンソールケーブル(Dsub9メス,RJ-45)	B07003-11072	1
集約ネットワーク接続用ハブ 2台			
1	Catalyst9200L-24T-4G-E(100V)	B07010-17022	2
2	Catalyst9200L 24ポート用 DNA Essentialsライセンス 3年版	B07010-17151	2
ルータ 4台(県庁市町村課 1台、出先機関 3か所 各1台)			
1	UNIVERGE IX2107	BI000118	4
2	19インチラック取付棚1U3	BI000069	4
ネットワーク機器 5台(代表端末用ハブ2台、庁内住基用ハブ2台、予備機1台、 計5台)			
1	QX-S1108GT-2G基本部(AC)	B02014-01101	5
2	フランチ Type7 8PORT用	B02014-01091	5
ファイアウォール 2台			
1	CheckPoint3600 SNBT(住基用)	U-SG36-SNBT	2
2	AC Power Supply for 36/38	U-PSU-36-38	2
3	3600 SNBT 24Hオンサイト	U-SG36-SNBT-S	126
4	外付けDVDドライブ USB Type-C対応 保存ソフト付きポータブルDVDドライブ ホ	DVRP-UC8SW/H	2
5	PC・サーバフロセブン耐震マット	EF-GH5166B	2
ファイアウォール管理PC 1台			
1	ノートPC VersaPro タイプVX V1L45/X-N・Win11Pro・Ci3	PC-V1L45XZGN	1
2	15.6型ワイドHD液晶(1366x768ドット)カメラ付	PC-V-LCD5HN	1
3	暗号化機能付 256GB SSD	PC-V-HAD25N	1
4	8GBメモリ	PC-V-MAD80N	1
5	DVDスーパーマルチドライブ	PC-V-C8DDSN	1
6	無線LAN(IEEE802.11ax)&Bluetooth	PC-V-NWX2BN	1
7	キーボード(タイプA)(Copilotキー)テンキー無し	PC-V-KBDCAN	1
8	USB 光センサーマウス	PC-V-PDDUH7	1
9	標準添付品セット	PC-V-KTD11N	1
10	再セットアップDVD(Win11 Pro)	PC-V-BCD11N	1
11	USBシリアル変換ケーブル ブラックスケルトン 0.5m	BSUSRC0705BS	1
無停電電源装置 2台(代表端末用およびネットワーク機器用 計2台)			
1	無停電電源装置(750VA)(ラックマウント用)	N8142-109	2
2	SmartUPS用 SNMPカード	N8180-81	1
3	ESMPRO/AC Lite Ver5.6	UL1046-709	1
4	UPSバッテリー交換オプションパック ラック型750VA用(5年間)	NH909-9200-UA5C	2
ファイアウォール用無停電電源装置 2台			
1	GSユアサ Acrostar THAラックマウントシリーズ LAN AgentPRO内蔵/標準タイプ	THA1000R-10/EI	2
2	GSユアサ 無停電電源装置 保守サポートバック5年分		2
3	GSユアサ ラックマウントレール	BOP10FX-RA	2
4	GSユアサ ネットワークカード(Acroware-NA2)	AWN6-UPB	2
業務プリンタ 1台			
1	MultiWriter 5350	PR-L5350	1
照合情報読取装置 1台			
1	住基ネット用操作者用認証装置 V3(ガイド有り)	FAT13FLJL1	1
2	(平日)住基ネット用操作者認証装置V3(ガイド有) SupportDesk	A28792SM	60
3	AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1インストール	A287C2SL	1
4	AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 メディアパック		1
5	AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1インストール プログラムサポート		5
業務ログ解析ツール			
1	マイクロソフト GOV Office Professional Plus L&SA(3年)		1
2	マイクロソフト GOV Identity Manager - CAL User CAL L&SA(3年)		1
3	WebSAM WinShare Ver7.6 基本ライセンス (1)	UL1089-M01-I	1
その他			
1	LANケーブル/Cat6準拠/3m/ブルー	LD-GPY/BU3	29
2	抜け止めタブ(3P・4個口・5m)	TAP-5431MGN2-5	2

項	メーカー名	品名	型番
① 業務端末 6台			
NECパーソナルコンピュータ(株) ノートPC VersaPro タイプVX V1L45/X-N			
1	NECパーソナルコンピュータ(株)	ノートPC VersaPro タイプVX V1L45/X-N・Win11Pro・Ci3	PC-V1L45XZGN
2	NECパーソナルコンピュータ(株)	15.6型ワイドHD液晶(1366x768ドット)カメラ付	PC-V-LCD5HN
3	NECパーソナルコンピュータ(株)	暗号化機能付 256GB SSD	PC-V-HAD25N
4	NECパーソナルコンピュータ(株)	8GBメモリ	PC-V-MAD80N
5	NECパーソナルコンピュータ(株)	DVDスーパーマルチドライブ	PC-V-C8DDSN
6	NECパーソナルコンピュータ(株)	無線LAN(IEEE802.11ax)&Bluetooth	PC-V-NWX2BN
7	NECパーソナルコンピュータ(株)	キーボード(タイプA)(Copilotキー)テンキー無し	PC-V-KBDCAN
8	NECパーソナルコンピュータ(株)	USB 光センサーマウス	PC-V-PDDUH7
9	NECパーソナルコンピュータ(株)	標準添付品セット	PC-V-KTD11N
10	NECパーソナルコンピュータ(株)	再セットアップDVD(Win11 Pro)	PC-V-BCD11N
11	サンワサプライ(株)	USBテンキー(ブラック)	NT-16UBKN
12	エレコム(株)	セキュリティワイヤー/ダイヤル錠	ESL-403
13	エレコム(株)	液晶保護フィルター/のぞき見防止/抗菌/15.6W インチ(16:9)	EF-PFK156W
14	アクロニス・ジャパン(株)	バックアップソフト CyberProtectStandardWorkstationSubscript	SWSAEKLOS91
② 照合情報読取装置 6台			
富士通(株) 住基ネット用操作者用認証装置 V3(ガイド有り) FAT13FLJL1			
1	富士通(株)	住基ネット用操作者用認証装置 V3(ガイド有り)	FAT13FLJL1
2	富士通(株)	AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 1イン ストール	A28792SM
3	富士通(株)	AuthConductor 生体認証ミドルウェア V3 メディ アパック	A287C2SL
③ ネットワークプリンタ 5台			
日本電気(株) A4モノクロページプリンタ MultiWriter 5350			
1	日本電気(株)	MultiWriter 5350	PR-L5350
④ 住民基本台帳カード/個人番号カード用ICカードリーダー/ライタ(オープン型) 6台			
富士フィルムイメージングシステムズ(株) NFCリーダライタシリーズ			
1	富士フィルムイメージングシステムズ(株)	NFCリーダライタ	ICT-3192U-M

別紙2: システム構成図



個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な

事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

(従事者等の特定)

第3 乙は、この契約による業務を行う従事者及び作業範囲を特定し、着手前に書面により甲へ提出しなければならない。
2 乙は、この契約による業務を行う従事者が情報資産を管理する甲の執務室等に入出入りする場合は、個人を特定できる身分証明書等を第三者が目視できるよう携帯させなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(サービスレベルの保証)

第5 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。
2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第6 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第7 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第10 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第11 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第12 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。
2 乙は、情報資産に対する侵害が発生した場合又は侵害のおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第14 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第16 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。